

市長記者会見記録

日時：2016年3月2日（水）午後2時～午後2時32分

場所：第3庁舎15階 会議室

議題：市政一般

（話題提供）ハローキティが「川崎市バスナビゲーター」に就任（交通局）

<内容>

（ハローキティが「川崎市バスナビゲーター」に就任）

司会： ただいまより、定例の市長記者会見を始めさせていただきます。

本日は、市政一般となっております。

初めに、市長から、ハローキティが「川崎市バスナビゲーター」に就任について話題提供させていただきます。

それでは、市長、お願いいたします。

市長： よろしく申し上げます。

それでは、3月22日に開催いたします、ハローキティ任命式典、ラッピングバスお披露目式典について話題提供させていただきます。

本市では、平成28年度から、市バスキャラクター、かわさきノルフィンと株式会社サンリオのキャラクターであるハローキティとのコラボレーションにより、市バスのイメージアップ、お客様のサービス向上につなげる新たな取組を行います。

このたび、事業のスタートとして、3月22日にハローキティを迎えて、ハローキティ任命式典、ラッピングバスお披露目式典及びPRキャンペーンを開催することといたしました。

お手元の資料の1番をご覧ください。まず初めに、私から、ハローキティを川崎市バスナビゲーターに任命するセレモニーを第3庁舎の1階ホールで行います。

続いて、ハローキティとノルフィンのコラボデザインを施したラッピングバスのお披露目式典を第3庁舎正面玄関前で行います。当日は、川崎市立宮前小学校の児童も招待し、ラッピングバスに試乗いただき、近隣コースを実際に走行いたします。

資料の2番をご覧ください。式典後には、川崎駅東口、武蔵小杉駅東口のバスターミナルにおいて、川崎市バスナビゲーターに就任したハローキティとノルフィンによるPRキャンペーンを開催いたします。

参考資料をご覧ください。このキャンペーンでは、今回のコラボレーションを記念

した、市バスでしかお買い求めいただけないオリジナルグッズの先行販売も行い、ご購入された方にはノベルティも贈呈いたします。

市バスの新たな取組を通じて、本市のさらなる魅力発信を行ってまいりたいと考えておりますので、スタートとなる今回の式典、PRキャンペーンについて、よろしくお願い申し上げます。

私からは以上です。

司会： ありがとうございます。

それでは、質疑応答に入ります。市政一般の質疑とあわせまして、質疑応答という形でお願いしたいと思います。

それでは、進行は幹事社さん、お願いいたします。

幹事社： はい。では、幹事社から質問させてください。

ハローキティの川崎市バスナビゲーターについてなんですけど、春を迎えて明るい話題だと思うんですけども、市バスというのは、ここに載っています川崎鶴見臨港バスですとか、神奈川中央交通、この何社かのものにラッピングをするということになるんですか。

市長： ん？

幹事社： いや、市バスのラッピングというのは。

市長： 市バスの車体にラッピング。

幹事社： 市バスの車体だけですか。

市長： はい、そういうことです。

幹事社： なるほど。何台ぐらいになるんでしょうか。

市長： これ、トータル何台ですか。

管理課担当係長： 10台です。

市長： 10台だそうです。

幹事社： 10台。

市長： はい。

幹事社： この目的をもうちょっと教えていただけますか。

市長： 先ほどのちょっと繰り返しになるかもしれませんが、市バスを広くPRして、移動手段のみならず、市民の皆さんにお客様として喜ばれて、楽しいコンテンツ化することでイメージアップの向上などを図っていきたいというふうに思っています。

幹事社： あと、これは川崎さんのほうでハローキティさんを選ばれたということになるんでしょうか。

市長： これは公募を行いまして……。

幹事社： 公募。

市長： はい。その中で決定したというふうに聞いております。

幹事社： 市のほうで公募して、応募してきたということになりますか。

市長： はい。

幹事社： なるほど。わかりました。

あと、じゃ、どうぞ質問してください。

記者： サンリオ側に払うライセンス料というのはお幾らになるのでしょうか。

市長： ちょっと事務方からでよろしいでしょうか。

記者： 結構です。

管理課担当係長： ライセンス料につきましては、例えばグッズが販売用のものであるのか、また、配布用の宣伝のためのグッズとしてのノベルティとして作成するのか、そういったものによりまして、個別に色々と率がありますので、ちょっと一概にはお答えすることができません。

市長： ラッピングに関しては……。

管理課担当係長： ライセンス料という考えではなく、デザイン料ということで、デザイン料と、あとデザイン監修料ということでお支払いをするものでございます。

記者： これはお幾らになるのでしょうか。

管理課担当係長： デザイン料は、ラッピングバスにつきましては、1台というか1デザインにつきまして20万円でございます。それに消費税ということでございます。ラッピングバスは、デザインは3種類ご用意いたしておりますので、60万円プラス消費税ということでございます。それにちょっと監修料ということで10万円ほどかかっています。

市長： よろしいでしょうか。

記者： ありがとうございます。

記者： 今のことですいません、確認ですけれども、ラッピングされるのは10台で、10台が3種類のデザインになるということなんですかね。ということでいい……。

管理課担当係長： さようでございます。

記者： すいません、コラボデザインのラッピングバスとあるんですけども、市長、もうご覧になりました？ まだ見てない？

市長： どういうデザインかという、バスのところに描いてある絵とデザインというのは見ました。

記者： どんな感じになるんですか。

市長： それぞれのまちのイメージというか、音楽のまち、あるいはスポーツのまち、映像のまちというふうな、それぞれの3種類のが、ノルフィンとキティちゃんと一緒にPRしている、そういうデザインです。

記者： 音楽のまち、スポーツのまち、映像のまちをこの2人でPRするという。

市長： はい。

記者： ああ、おもしろいですね。ちなみにこれは28年度単年度だけの事業ですか。

管理課担当係長： こちら、役所でございますので、まず、単年度の契約にはなりませんけれども、ただ、こちらが効果が非常に認められて、ぜひ継続すべき案件ということであれば、継続も検討していき、オリンピック・パラリンピックを控えている中で、キティちゃんは非常にインバウンドにも強いというところもございますので、そういうものにつなげていけたらなというふうには、検討していきたいと考えておりますが、今のところ28年度までというお答えになります。

記者： なるほど。市長がにこにこしたから、これ、大丈夫です。多分、予算ね。

今お話がありましたけれども、確かにハローキティは海外で非常に人気で、有名なアーティストたちもキティのグッズを持っていたりしますよね。市長としては、29年度以降のことはわからないとはいえ、これにそういう部分を期待しているところもあるんですか。

市長： そうですね。キティちゃんは、私もそうですが、かなり幅広い年代に、3世代にわたって幅広い層のファンがいる世界的なキャラクターだというふうに思っていますので、何というんでしょう、子どもたちだけじゃない、ちょっと市バスにも、こういう機会でも少し乗ってみようかという、そういうお客様の意識になってくれればありがたいなというふうに思っております。

記者： もう一つ、これも市長、おわかりになればなんですけれども、今まで市バスさんで、こういう形で何かのキャラクターとコラボレーションしたことって、たしか屋外広告物条例とかにひっかかったりして、全面ラッピングは難しいみたいな話を聞いたことがあったんですが。

市長： 今まで、藤子・F・不二雄ミュージアムのところでは、ドラえもののバスを施したものが出ていると思いますが、補足でありますか。

管理課担当係長： そうです。藤子線以外は、そのようなキャラクターのラッピングというのは施したことがなく、広告のラッピングというものになります。

あと、おっしゃられたように、こちらは屋外広告物条例に基づくガイドライン、そ

ちらのほうに抵触しないように今回は、例えば前面は……、そちらはラッピングという形ではなく、シンボルマークのキティちゃんのリボンを入れるのみにしたりとか、そういうふうにはちゃんとそちらを守りつつ、楽しんでいただけるデザインとしております。

記者： あともう一つ、すいません、この2枚目の先行販売するグッズとノベルティなんですけども、これはおそらく非常に人気が出ると思うんですが、冒頭、市長が市バスでしか買えないという具合におっしゃられていたんですけども、これって、グッズはどこで買えて、ノベルティはどこで配るものなんですかね。すいません、こんな事務的な話。

市長： いえいえ。それでは、ちょっと担当のほうから。

管理課担当係長： まず、こちら、今回ご案内している記事は、あくまでも3月22日の式典の後のPRキャンペーンということで先行発売ということでございますので、この日については、川崎駅東口、武蔵小杉駅東口のキャンペーン会場になるんですが、実際には4月1日から正式に販売を開始いたします。そちらでの発売場所といたしましては、市バスの各営業所、5営業所プラス市バスの乗車券発売所2カ所、そして川崎市交通局の本庁でお売りをするものでございます。

ノベルティなんですけれども、ご購入した方に差し上げるほか、イベントですとか、適宜こちらがPRをしていくような場でお配りして、皆さんに親しんでいただければなというふうに考えております。

記者： 3月22日には先行発売し、このキャンペーン会場で、駅頭で3月22日はやって、それ以降は4月1日から市バス5営業所と交通局と、あと2つの何だっけ。

管理課担当係長： 乗車券発売所。

記者： 乗車券発売所ですね。それと、あと、ノベルティグッズはこれを買ってくれた人に、グッズを買ってくれた人に差し上げるほか、イベントでも配るという。

管理課担当係長： そうですね、はい。

記者： これ、あれですよ、当日のお披露目式典で報じちゃうと、多分グッズ買えなくなっちゃいますよね。今日のうちに書いておいたほうがいいのかもしれないですね。何かいただける画像とかってありますか。使っていいようなもの。

市長： 大丈夫ですか。

管理課担当係長： はい。ございますので、後ほど提供させていただきます。

記者： ありがとうございます。

記者： すいません、路線的には固定されると……。

管理課担当係長： 固定ではなく、市内全域で目に入れられるように考えております。

司会： その他の……。

（新教育長及び教育委員について）

幹事社： 先般、議会に対して、新しい制度になり、教育長の名前が市長のほうから、任命する方の名前が出ました。事実上、現職の方が、制度は変わるにしても継続してという形になったかと思えます。

ただ、ここ1年見ても、中1事件ばかり、先般では入試問題が事実上、コピー・アンド・ペーストで作成されていたであるとか、非常に教育委員会は多くの問題が出たかと思えます。つい数日前ですと、教科書選定に当たって、事前に見せてもらった謝礼として金品をもらっていたというような、非常に大きな問題もあったかと思えます。

こういう数々の問題があったにもかかわらず、事実上、現職の方を引き続き市長として任命をされるという意図を持たれた理由を聞かせてください。かえる必要はなかったでしょうか。

市長： そうですね。不祥事のみならず、中学生死亡事件を受けた、その今後の取組というものにも、引き続き責任を持ってやってもらいたいというのが一番大きいかなというふうに思っています。

渡邊教育長については、学校現場をよく知っているということもありますし、子どもたちに対する温かいまなざしというものは、私は非常に教育長として素晴らしい人格と識見を持っておられる方だというふうに思っています。

一方で、おっしゃられたような課題がたくさんあるところですので、引き続き、みずからこれまで取りまとめてきたことをしっかりと実行していくという、そういった責任があるのだというふうに思っておりますし、そういった思いで新たな教育長に、現教育長といいますか、渡邊さんを改めて任命したということでもあります。

幹事社： 交代させる必要性は感じられませんでしたか。

市長： そうですね、いろんな考え方あると思いますが、繰り返しになりますけれども、これまでの課題というものを引き続いてやってもらうということのほうが、私はその責任をとっていくということで大事だろうというふうに思っています。

幹事社： わかりました。

市長： はい。

記者： すいません、今のことの関連なんですけれども、あと2人、教育委員の方が任期を迎えられて、これはおそらく最終日の選任同意案提出だと思うんですが、今の

お話どおりで言うならば、課題に当たっていた方々が、残りの2人もそのまま残るのかなという気もしつつ、今のところの人選についてはどうなりそうなのか、多分具体的な名前まではお聞かせいただけないと思うんですけども。

市長： そうですね。新教育長になって、やはり制度が違うという意味では、今までの教育委員と、教育委員会の中での今までの教育長の位置づけと、新しい教育長の位置づけというのはおのずから違ってくると思いますので、そういった意味で教育長は引き続きということでありますけども、教育委員会のほかの委員については、そこに縛られることなく思っております。

記者： 当然腹案はできて、ご本人とも話されていると思うんですが、ちょっとびっくりするような人選になるのか、それともなるほどと思うような人選になるのか、要するに、今回教育委員会制度が変わって、市長のコミットメントがより強まる形、レイマンコントロールは維持しつつも強まる形になると思うので、市長としては色を出しやすくなるのかなという感じもするんですが、いかがでしょうか。

市長： 法律で規定されたというか、教育委員に求められる資質、人格ということは、高潔であるとか色々書いてありますけども、そういうものに基づいた中で総合的な判断になるので、何ていうんでしょう、決して奇をてらったものではないですし、本当に川崎の子どもたちのことについて真剣に考えていただける、そういう人選をしたいと思っています。

記者： すいません。さらに関連なんですけど、自分のところが報じたので恐縮ですけども、中本委員が、昨年度ではなくて、昨年中25回のうち11回を休んでいて、ご本人の事情もあると思うし、教育委員会の定例会、臨時会に出るのだけが教育委員の仕事ではないということは承知していますけれども、やはり川崎市の教育行政の最高意思決定機関に半分近く出ないというのは、個人的にはいかながなものかなという具合に思います。

彼は阿部市長が任命された方なんですけど、任期も残っているので、福田さんに聞くのは何なんですけども、このことに対するご見解と、どうしていけばいいのか、先ほどの人選とも絡んでくるんですけども、それについてのお考えを聞かせてください。

市長： そうですね。私になった後も、中本さんにおかれては、一般の学校教育の専門家ではない立場で様々ご意見はいただいている、総合教育会議でも様々ご意見をいただいたり、あるいは、あれは非公式というんでしょうか、市長との意見交換の場などを通じて、かなりご自身の体験に基づいた、あるいは学校で講演活動をやっている、あるいは環境活動をやっている体験を踏まえて、そういった視点からの非常にあ

りがたいご意見をいただいていると思っています。

2期目に入ったときの経緯を、実は今回の新聞報道から、聞いてみたんですが、当時の市長が2期目に中本さんを選ぶときに、かなり学校現場からも中本さんにぜひお願いしたいという声が相当あったようで、実は1期目のときも、全体、たしか教育委員会会議は81回か何か開かれているんですが、81回のうちの60回、今回2期目になってから、80回中の59回かだと思いますが、そのぐらい、ほぼ1期目と2期目で変わっていない数字だと思います。2期目を受けられるときも、仕事の都合で毎回出られないですよと、事前にそういうふうに言われたと聞きました。それでも余人をもってかえがたい人だということで、2期目の選任をされたと聞き及んでおります。

ですから1期目、2期目も、数的に見るとそんな変わらない。しかしおっしゃるとおり、教育委員会委員として教育委員会会議に出ることは、これはもう義務でありますから、それをしっかり果たしていただくということは、当然のことながら重要なことだと思います。

記者： 私も中本さんの教育委員会での発言などを聞いていると、なかなかおもしろいな、教育の専門家じゃないがゆえにおっしゃれることとかもあるんだなと思って、そういう人は貴重だなと思います。その一方で、市長がおっしゃられているように、出てほしいというか、義務である以上は、経緯がどうであれ、それを受けた以上はやっぱり出るべきではないかと思います。

今回、でもネット上の反応なんかを見ると、出ないのに報酬をもらっているのはどうなのかという意見もありまして、これにはいろんな意見があると思うんですが、多分、市長が前回の市長選、前の1回目の市長選に出られるときだから2009年だと思えますけれども、神奈川県では当時の松沢知事が行政委員の報酬を月額から日額に変更して、今、神奈川県なんかは教育委員も含めて日額報酬が支払われています。出たら幾ら払うみたいな形になっています。

一方、川崎市では、出ても出なくても丸ごとざくっとあげている。極端なことを言えば、義務であるところの定例会、臨時会は出なきゃならないけれども、それ以外のところは出なくても払われるし、定例会さえも出なくても払われる。これが古くて新しい問題で、要するに行政委員にそういうお金の払い方をしているのかということがあると思うんですけれども、市長は行政委員に対する報酬についてはいかがお考えでしょうか。

市長： 行政委員会全般にということになると、色々種類が、性質が異なるところがありますので、一くくりという形では申し上げられないんですが、教育委員会は、定

例の教育委員会会議、あるいは臨時の会議以外にかなりの頻度で会議が開かれていたり、あるいは勉強会が行われたり視察を行っていただいたりしているのです、そういった教育委員会のような行政委員会は、日額というのはなじまないのではないかと私は思っております。

記者：なるほど。市長がご当選、ご就任なされる前ですけれども、選挙管理委員会と、たしかオンブズマンだったと思うんですが、やっぱり月額報酬なのはいかがなものかとして、市民オンブズマンが市を提訴して、それは1審で負けて、それで結審しているのかな、と思うんですけれども、川崎の資料を調べましたが、それ以来、特別職報酬等審議会では、行政委員の報酬のあり方ということについて踏み込んだ議論がされた形跡がありません。

行革の一環にもあると思うんですけれども、市長には釈迦に説法ですが、地方自治法上は原則として日額という具合に定められていて、ただし、条例などがある場合にはこの限りではないというのが地方自治法の定めです。松沢さんもそういう具合におっしゃって、その観点から制度を変えられました。

教育委員がどうかということとはともかくとして、行政委員の報酬のあり方というものについて、市長が例えば特別職報酬等審議会に諮問をしてみるというようなお考えはないでしょうか。

市長：今、現時点でこういうふうに問われたからやってみますという話ではなくて、少し行政委員会のあり方というのは自分なりには研究してみたいとは思いますが、これまでの経緯だとか、それぞれの行政委員会の性質というものをしっかりと改めて確認してみたいとは思っています。

記者：わかりました。ありがとうございます。

(ヘイトスピーチについて)

記者：すいません、昨日の本会議でなんですけど、ヘイトスピーチの関係で、建設緑政局長が、都市公園を利用する際の、集会とかで不許可にするという基準がないので、ちょっと研究してみたい、ちょっとというか、研究したいというふうな答弁があったんですけれども、市長はかねてから、現行法令では対処ができないので、国の実効ある対策を求めていきたいというスタンスは基本線であると思うんですけど、その一方で、昨日の話はまた別のことも考えているのかどうなのかがわかりづらかったんですけれども、その問題は、市長としてはどういうふうな整合性をとって考えているのかというのを聞かせてください。

市長： 基本的なスタンスは、これまで私が申し上げているとおり、こういった人権侵害だとかの問題というのは、基本的には人権の問題というのは国全体でしっかりとやっていく、取り組むべき話だと思うので、必要な法制度をしっかりと整えるべきだというふうに私は思います。その中でしっかりとした基準をつくって、これがヘイトスピーチである、ヘイトスピーチではないということをしっかり精査するような、できるような形にして、それでもって対応するのがオーソドックスというか、それが当然だというふうに思っています。

一方で、昨日、建設緑政局長のほうから話をしたのは、そういう中であつてもどんなことができるのか研究してみるというのは、ひとつ踏み込んでいるとは思いますが、たまた、それは本来やっぱり、戻りますけれども、法整備でやるものだと思います。

記者： あえてちょっと確認なんですけど、それは要するに国がやるべきなんだけれども、法整備が仮に整わなかったとしても、何か市の権限で、例えば条例の条文をいじくるとか、規則をいじくるとかでできるようなことを研究してみよう、できればやりたいという。

市長： そうですね。ただ、本当にどこまでできるのかはかなり未知数だと思います。それは研究してみないとわかりませんが、どういったことができるのかというのを研究してまいりたいとは思っています。

記者： 仮に、自治体の権限でできるということが研究の結果見えてきた場合というのは、どうされるおつもりでしょうか。

市長： ちょっとその研究結果を見てからということに多分なるとは思いますね。今の時点で、できるかできないかもわからない中で、できたらどうするというふうな話にはならないとは思っています。

記者： わかりました。

市長： ヘイトスピーチ、そうですね。

記者： どうぞ、何か追加で。

市長： 本当に行政ってすごく難しく、例えば私個人としての、政治家としての、あれは例えばヘイトスピーチだと思いますかといったら、行政の長としてではなく、いわゆる個人的な、政治家として、あれはどう考えてもヘイトスピーチでしょうというふうに言えますが、一方で、行政としては何をもってこれはヘイトスピーチなんですかというふうな定義がないとできないという、このもどかしさはありますね。

ですから、そういう意味でしっかりとした法整備がないと、どこの、何というんで

しょう、川崎が集中的に起こっているから主体的に考えていくということは大事だと思いますが、そういった意味で、早く国のほうで法整備を求めていきたいとは思っています。

記者： ありがとうございます。

記者： すいません、今のことの関連なんですけれども、私もヘイトスピーチは個人的にはいかなものかと思えますし、実際に取材に行って、聞くにたえないという感じもします。

ただ一方で、法制、それは市がやるか国がやるかは別として、法律や条例に基づいて、つまり実効力を担保される公権力の行使としてそういうことを禁じることに若干の不安というか、懸念もあるんですけれども、要するに、一度つくってしまった場合にそれが拡大解釈されていくんじゃないか。例えば、福田はレイシストだという発言をヘイトスピーチだという具合に市長の名前で認定したら、それは違うんじゃないかという感じがするんです。

だから、自治体としてやるべきか国でやるべきかとしたならば、おそらく国でやるべきなんだろうけれども、市長は、一度できてしまった法令がひとり歩きされる、あるいは権力者側に恣意的に運用されることに対する懸念というのではないのでしょうか。

市長： 僕、前の会見でも言ったような気がするんですが、記者がおっしゃるような懸念というのは常にあります。法律を権力者側が恣意的に解釈してしまうというふうなことは、その危険性はあるわけで、ですから、権力側に都合の悪いものというのは、あれはいかんだろうと言って、ヘイトスピーチ扱いみたいなものに、言われるとおりしてしまっただけは、これはもう絶対おかしい話なので、だから表現の自由と、ただ、一般的に言われているヘイトスピーチみたいなものは、あれは表現の自由を明らかに超えているのではないかと、個人的にはそういうふうには思います。ただ、繰り返しになりますけれども、その両方をどうやって両立させていくかということはものすごく難しい、深い課題だとは思いますが。

記者： ヘイトスピーチだけが正しく規制されるならば私は大賛成なんですけれども、市長もおっしゃられたように、一度それが、それもヘイトスピーチだとか、そういう具合に広げられていくことの、実際にそういう歴史がありますから、そういうことの恐怖を感じていて、市長が、自治体がやるよりか国の法整備というのは、やっぱりそこには、ちょっといじわるな言い方ですけども、国がやるんだっただけは大丈夫だということ、そういう信頼感というか、安心感というのがあるのかと思ったんですけども。

市長： いや、というか、実際に法的根拠がないところで、自治体として何か強制力

のようなもので排除するだとか、公権力を発するというのは非常に、繰り返しになりますけど、やっぱり無理があるところがあって、そういう意味での法整備が必要なのではないかと。これまで、国連の人種差別撤廃委員会ですか、からの勧告みたいなもので政府も言われているわけですから、しかるべき措置というのは講じられるべきものだろうとは私は思います。

というか、2020年のオリンピック・パラリンピックを控えて、こういった状況が国内にあるということは、世界に対してちょっと恥ずかしいのではないかとはいえます。

司会： ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、市長会見を終了させていただきます。ありがとうございました。

(以上)

この記録は、重複した言葉づかい、明らかな言い直しや質問項目などを整理したうえで掲載しています。

(お問い合わせ) 川崎市役所総務局秘書部報道担当

電話番号：044(200)2355